

確認申請書



※

整理No.	
-------	--

労働基準監督署長 殿

(フリガナ)

氏 名 _____

生 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (男・女)

住 所 _____

〒□□□-□□□□ 電話 () -

〒□□□-□□□□ 電話 () -

本 社 (事業主)	フリガナ (名称又は氏名)	〒□□□-□□□□ 電話 () -
	(住 所)	
事業場	(名 称)	〒□□□-□□□□ 電話 () -
	(所 在 地)	

A. 上記事業主について()労働基準監督署長の認定があったので下記確認事項①から⑧までのすべての確認を申請します。

B. 上記事業主について()地方裁判所の { ①破産手続開始 ②特別清算開始 } の決定等があったので下記確認事項の { すべて } の確認を申請します。
{ ③再生手続開始 ④更生手続開始 } { ①②③④ ⑤⑥⑦⑧ }

① 企業が1年以上事業活動を行っていること。	③ 申請日(申立日) 年 月 日	⑤ 基準退職日(確認申請者が退職した日) 年 月 日	⑦ 基準退職日における年齢(歳)
② 労災保険の適用事業主であること。	④ 認定日(決定日) 年 月 日	⑥ 退職の事由(更生手続開始に該当した者のみ記入) 会社都合(定年を含む)・自己都合	中小企業退職金共済制度、 特定退職金共済制度、 適格退職年金制度、 調整年金制度等への加入の有無 有・無

⑧ 未払賃金の額	賃金の種類	支払期日	基本賃金	手当	手当	手当	手当	計	支払われた額	未払賃金の額
			年 月 日	円	円	円	円	円	円	円
		年 月 日	円	円	円	円	円	円	円	円
		年 月 日	円	円	円	円	円	円	円	円
		年 月 日	円	円	円	円	円	円	円	円
		年 月 日	円	円	円	円	円	円	円	円
		年 月 日	円	円	円	円	円	円	円	円
		年 月 日	円	円	円	円	円	円	円	円
		小 計	円	円	円	円	円	円	円	円
	退職手当	年 月 日						円	円	円

未払賃金の立替払額の計算

合計

円

円

円

立替払額	未払賃金総額又は賃確令に基づく上限の額のいずれか低い額 ×0.8= 百万 拾万 万 千 百 拾 毫 円 (円未満切捨て)	賃金締切日	毎月 _____ 日
		賃金支払方法	月給・週給・日給・時間給・出来高制・その他 ()
		雇入年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日

証明資料	1 賃金台帳(写) 2 労働契約締結時の賃金に関する書面(写) 3 就業規則(写) 4 労働協約(写)
	5 解雇辞令(写) 6 出勤簿(写) 7 労働者名簿(写)
	8 その他 ()

- 上記の資料があれば、証明資料の該当番号を○で囲み、この申請書とともに提出してください。資料の提出は、原本を提出する方法又はその写を提出する方法のいずれでも結構です。
- 証明資料が2人以上の申請者に共通なものは、各申請者ごとに提出する必要はありません。

〔記入上の注意等〕

1. ※は記入しないでください。
2. 申請書のあて先は、事業場（あなたが働いていた本社、支店、工場、営業所等をいいます。）の所在地を管轄する労働基準監督署長です。
3. 本社（事業主）の欄には、事業主が法人の場合は法人の名称、事業主が個人の場合は個人の氏名を記入してください。
4. 事業場が本社（事業主）と同一のときは、事業場欄には「同上」と記入してください。
5. A又はBの該当する方を○で囲んでください。Aに該当する場合は（ ）の中に認定を行った労働基準監督署の名称を記入してください。Bに該当する場合は（ ）の中に倒産についての裁判上の手続の開始決定等のあった地方裁判所の名称を記入し、①から③までのうち該当する事項を○で囲み、①から⑧までのうち裁判所又は管財人等の証明を受けられなかった事項の番号を○で囲んでください。
6. ③には、労働基準監督署長への認定申請、破産手続開始の申立て、特別清算開始の申立て、再生手続開始の申立て又は更生手続開始の申立ての日を記入してください。これらの日が2つ以上ある場合には、最初の申請又は申立ての日を記入してください。
7. ④には、労働基準監督署長の認定、破産手続開始の決定、特別清算開始の命令、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定があった日を記入してください。
8. ⑦の（ 歳）には、基準退職日（⑤）時におけるあなたの満年齢を記入してください。
9. 中小企業退職金共済制度等の加入の有無を記入してください。
10. (1) ⑧の「定期賃金」とは、労働基準法第24条第2項本文に規定する毎月1回以上、一定の期日を定めて支払われる賃金（税金、社会保険料等の控除の前の額）をいい、「退職手当」とは、退職一時金及び退職年金の双方を含みます。
(2) 定期賃金・退職手当の欄が足りない場合は、別紙に書き、「証明資料」にその旨を記入の上、この申請書に添付してください。
11. 「未払賃金の立替払額の計算」は、独立行政法人労働者健康安全機構作成の「未払賃金の立替払制度のご案内」中「V立替払される金額」を参考にしてください。